

【様式】

令和5年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益社団法人宮崎県農業振興公社

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	農業承継コーディネーター設置業務	県内の農業経営資源の承継推進コーディネーター設置に係る業務委託	8,301,000	第167条の2第1項第2号	公益社団法人宮崎県農業振興公社は、就農希望者に関する情報・ノウハウを有し、農地バンクとしての農地中間管理機構の役割を担っているため、本委託業務の目的を達成することができる組織である。また、他に本委託業務を行える者が存在しないため。	農政水産部 担い手農地対策課
2	みやざき農業経営者総合サポート事業のうち農業経営者サポート業務委託	①県農業経営・就農支援センターの事務に関すること ②県農業経営・就農支援センターにおける就農相談窓口業務に関すること 上記①、②の業務委託	10,550,000	第167条の2第1項第2号	公益社団法人宮崎県農業振興公社は、県農業経営・就農支援センターの就農相談窓口として位置付けられており、県と連携して担い手の育成・確保に向けた宮崎県新規就農相談センターの総合窓口や農地バンクとしての農地中間管理機構の役割を担ってきた実績があり、本事業の目標を達成する上で必要不可欠な新規就農者相談対応業務などのノウハウを有しており、かつ当該契約に係る役務の提供を行える者が他に存在しないため。	農政水産部 担い手農地対策課
3	みやざき農業経営者総合サポート事業農業のうち農業法就労・定着支援業務委託	①農業人材確保コーディネーター配置・運営 ②農業者の相談ニーズの掘り起こし・情報収集業務 ③労働力確保・定着状況調査等の実施 ④その他農業人材確保や定着支援 上記の①～④の業務委託	15,000,000	第167条の2第1項第2号	公益社団法人宮崎県農業振興公社は、県と連携して担い手の育成・確保へ向けた宮崎県新規就農相談センターの総合窓口や農地バンクとしての農地中間管理機構の役割を担ってきた実績があり、農業人材の確保へ向けた本事業の目的を達成する上で必要不可欠なノウハウ等を有しており、かつ当該契約に係る役務の提供を行える者が他に存在しないため。	農政水産部 担い手農地対策課